

平成31年

桑折町農業委員会会議録

第1回総会

平成31年1月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 平成31年1月15日 午後2時40分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

### 農地利用最適化推進委員

松原・成田 浅野 隆 良

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員1名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽 木 紀 夫

係 長 石 幡 勝 弘

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から平成31年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

1 番 安永 吉克 委員

2 番 古川 清 委員

会 長

それでは、総会日程第2の報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第1号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、農地法第5条 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号2の農地区分については、第1種農地に該当します。

第1種農地は原則として許可できませんが、今回の申請は、一時的な利用に供するために行う一時転用であり、例外的に許可ができます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である浅野 隆良推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

整理番号2については、相馬福島道路事業の実施に伴い、桑折高架橋の上部工工事のために、近隣の当該地を、現場仮設事務所や資材置場、駐車場等として、7か月間、一時的に利用するものであります。

なお、申請地の現況は、東側の法面下及び南側は畑、西側は県道、北側は宅地になっています。造成地には、西側に向かって勾配を設け、造成地全面に碎石を敷くと共に、東側の法肩には築堤盛土を施工し、土砂流出等を防止・保護するとなっています。工事の完了後、農地への復元方法については、事業計画書に、敷いた碎石を撤去し、農地に復元する旨の記載があります。また、別の事業者が工事現場仮設事務所等敷地として一時転用を許可されておりましたが、その事業者は工事を完了し報告がなされたため、今回申請する事業者が、引き続き当該農地を一時転用するものです。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、農地法第5条許可事業計画変更 整理番号3を朗読後、説明】  
詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

今回の申請は、一時的な利用に供するために行う一時転用期間延長であり、また、利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺農地に影響はありません。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である浅野 隆良推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

整理番号3については、当初、工場の増設工事を請け負い、露天駐車場及び表土置場として一時転用許可となっておりました。

申請事業者は、新たな付随工事の発注を受けたため、一時転用の期間を、平成31年1月19日から平成31年7月15日まで変更する内容となっております。

利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺農地に影響はないものと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、1月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

平成31年第1回総会を閉会いたします。

閉 会(午後2時55分)